

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（県立中等教育学校（前期課程）を除く）

（件） ▲減少

	令和6年度				令和5年度				令和6年度、5年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	5,742	1,448	7,190	29.1	5,013	1,151	6,164	24.6	729	297	1,026	4.5
川崎市	356	210	566	5.5	194	145	339	3.3	162	65	227	2.2
相模原市	1,409	248	1,657	34.1	600	263	863	17.4	809	▲ 15	794	16.7
横須賀市	221	32	253	10.5	258	31	289	11.7	▲ 37	1	▲ 36	▲ 1.2
湘南三浦	1,408	463	1,871	24.9	894	370	1,264	16.6	514	93	607	8.3
県央	1,008	428	1,436	23.2	864	348	1,212	19.3	144	80	224	3.9
中	338	168	506	12.9	429	238	667	16.6	▲ 91	▲ 70	▲ 161	▲ 3.7
県西	413	239	652	30.5	365	245	610	27.9	48	▲ 6	42	2.6
神奈川県	10,895	3,236	14,131	22.8	8,617	2,791	11,408	18.1	2,278	445	2,723	4.7

2 いじめの認知件数〔地域別〕（県立中等教育学校（前期課程）を除く）

（件） ▲減少

	令和6年度				令和5年度				令和6年度、5年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	17,143	4,508	21,651	87.6	13,261	2,913	16,174	64.6	3,882	1,595	5,477	23.0
川崎市	6,335	321	6,656	64.7	5,192	280	5,472	52.8	1,143	41	1,184	11.9
相模原市	1,213	415	1,628	33.5	1,460	397	1,857	37.5	▲ 247	18	▲ 229	▲ 4.0
横須賀市	969	145	1,114	46.1	1,031	149	1,180	47.7	▲ 62	▲ 4	▲ 66	▲ 1.6
湘南三浦	4,762	1,450	6,212	82.6	4,437	1,442	5,879	77.3	325	8	333	5.3
県央	4,038	541	4,579	74.0	4,368	533	4,901	78.1	▲ 330	8	▲ 322	▲ 4.1
中	5,200	908	6,108	155.8	5,094	794	5,888	146.8	106	114	220	9.0
県西	2,025	494	2,519	118.0	2,042	550	2,592	118.5	▲ 17	▲ 56	▲ 73	▲ 0.5
神奈川県	41,685	8,782	50,467	81.4	36,885	7,058	43,943	69.9	4,800	1,724	6,524	11.5

神奈川県暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別状況

3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

(人)

		令和6年度					令和5年度					令和6年度、5年度比較				
		長期欠席					長期欠席					長期欠席				
		計	不登校	病気	経済的理由	その他	計	不登校	病気	経済的理由	その他	計	不登校	病気	経済的理由	その他
横浜	小	6,816	4,442	1,459	0	915	6,342	4,260	1,303	0	779	474	182	156	0	136
	中	6,229	5,608	452	0	169	6,077	5,515	446	0	116	152	93	6	0	53
	合計	13,045	10,050	1,911	0	1,084	12,419	9,775	1,749	0	895	626	275	162	0	189
	※	52.8	40.7				49.6	39.0				3.2	1.7			
川崎市	小	2,388	1,579	560	0	249	2,062	1,435	446	0	181	326	144	114	0	68
	中	2,072	1,872	139	0	61	2,040	1,826	182	0	32	32	46	▲ 43	0	29
	合計	4,460	3,451	699	0	310	4,102	3,261	628	0	213	358	190	71	0	97
	※	43.4	33.5				39.6	31.5				3.8	2.0			
相模原市	小	1,604	799	580	0	225	1,261	695	415	0	151	343	104	165	0	74
	中	1,489	1,285	169	0	35	1,516	1,375	122	0	19	▲ 27	▲ 90	47	0	16
	合計	3,093	2,084	749	0	260	2,777	2,070	537	0	170	316	14	212	0	90
	※	63.6	42.9				56.1	41.8				7.5	1.1			
横浜国立市	小	917	500	313	0	104	837	515	233	0	89	80	▲ 15	80	0	15
	中	976	830	126	0	20	889	763	112	0	14	87	67	14	0	6
	合計	1,893	1,330	439	0	124	1,726	1,278	345	0	103	167	52	94	0	21
	※	78.4	55.1				69.7	51.6				8.7	3.5			
湘南三浦	小	2,345	1,141	753	0	451	2,222	1,021	769	0	432	123	120	▲ 16	0	19
	中	2,163	1,612	418	0	133	2,191	1,688	379	0	124	▲ 28	▲ 76	39	0	9
	合計	4,508	2,753	1,171	0	584	4,413	2,709	1,148	0	556	95	44	23	0	28
	※	60.0	36.6				58.1	35.6				1.9	1.0			
県央	小	1,814	843	695	0	276	1,770	789	661	0	320	44	54	34	0	▲ 44
	中	1,953	1,481	418	0	54	2,038	1,582	414	0	42	▲ 85	▲ 101	4	0	12
	合計	3,767	2,324	1,113	0	330	3,808	2,371	1,075	0	362	▲ 41	▲ 47	38	0	▲ 32
	※	60.9	37.5				60.7	37.8				0.2	▲ 0.3			
中	小	1,229	623	437	0	169	1,238	612	438	0	188	▲ 9	11	▲ 1	0	▲ 19
	中	1,223	887	302	0	34	1,222	827	336	0	59	1	60	▲ 34	0	▲ 25
	合計	2,452	1,510	739	0	203	2,460	1,439	774	0	247	▲ 8	71	▲ 35	0	▲ 44
	※	62.5	38.5				61.3	35.9				1.2	2.6			
県西	小	651	265	268	0	118	624	263	267	0	94	27	2	1	0	24
	中	635	456	147	0	32	613	427	149	0	37	22	29	▲ 2	0	▲ 5
	合計	1,286	721	415	0	150	1,237	690	416	0	131	49	31	▲ 1	0	19
	※	60.2	33.8				56.5	31.5				3.7	2.3			
神奈川県	小	17,764	10,192	5,065	0	2,507	16,356	9,590	4,532	0	2,234	1,408	602	533	0	273
	中	16,740	14,031	2,171	0	538	16,586	14,003	2,140	0	443	154	28	31	0	95
	合計	34,504	24,223	7,236	0	3,045	32,942	23,593	6,672	0	2,677	1,562	630	564	0	368
	※	55.6	39.0				52.4	37.5				3.2	1.5			

◇神奈川県調査における暴力行為の定義等

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の4形態に分類し調査している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としている。

①「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員を含む。）の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
- ・教師の胸倉をつかんだ。
- ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた。
- ・養護教諭目掛けて椅子を投げつけた。
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った。
- ・その他、教職員に暴行を加えた。

②「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る。）の例

- ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた。
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた。
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた。
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。
- ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた。

③「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。
- ・登下校中に、通行人にけがを負わせた。
- ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象者を除く。）に対して暴行を加えた。

④「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った。
- ・トイレのドアを故意に壊した。
- ・補修を要する落書きをした。
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した。
- ・他人の私物を故意に壊した。
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した。

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象としている。

◇文部科学省における「いじめ」の定義等

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号））をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

（注2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

（注3）「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

（注4）「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。

（注5）けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

◇神奈川県の調査における「長期欠席者」及び「不登校」等の定義等

「長期欠席者」とは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和5年度間に30日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒をいう。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときには、主な理由を1つ選ぶ。

○「病気」は「本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」をいう。

（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

○「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席したこと」をいう。

○「不登校」は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）」をいう。

◇「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）。

○「その他」は、「上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」をいう。

◇「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している者
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者
- ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよい認めた日」として指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）